

施設建設等に係る労働者派遣契約

仕様書

## 1. 目的

本仕様書は、経済産業省より交付を受けた「放射性物質研究拠点施設等運営事業費補助金」事業の一環として、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）大熊分析・研究センターにおける施設建設等に係る調査・設計等の業務、工事の調整等の業務及び品質保証活動等に係る業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。なお、対象施設の一部では、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「炉規法」という。）に基づく特定原子力施設であり、同法第64条の3第7項に基づき原子力規制庁の検査（以下「使用前検査」という。）が実施される。

## 2. 業務内容

大熊分析・研究センター 第1棟及び第2棟の施設建設等に係る調査・設計等の調整業務、工事の調整業務及び品質保証活動等に係る業務（放射線管理区域を含む）を以下に示す。

- (1) 第1棟及び第2棟施設建設等に係る調査・設計及び工事（以下、「工事等」とする）の調整等の業務における進捗管理、工程調整、許認可対応補助等の業務
  - ① 工事等の発注における調査・検討・必要書類の作成等の業務
  - ② 工事等の全体工程の調整
  - ③ 工事等の受注者からの提出資料の確認
  - ④ 工事等の業務着手に必要な書類の作成、工事等の受注者作成申請書類の処理業務
  - ⑤ 官庁及び関係機関との協議・調整に必要な資料作成、許認可対応補助等の業務
  - ⑥ 工事等における使用材料・施工図・施工要領書等と設計図書との照合、確認
  - ⑦ 工事等の現場状況を把握するための現場確認、工程会議への出席、報告
  - ⑧ 立会検査（材料、製作・施工段階、官庁検査等）の実施、報告
  - ⑨ 工事等の受注者に対する指示及び必要に応じて他業者との調整、指示
  - ⑩ 工事等の設計図書等に基づく受注者との協議に必要となる資料の作成、報告
  - ⑪ 設計変更等の検討に必要な現場確認、調査及び資料の作成、報告
  - ⑫ 官庁検査等の準備
  - ⑬ 機構竣工検査の準備、立会
  - ⑭ 実施設計内容の検証結果の確認及び設計及び現場への反映
  - ⑮ その他、調査・設計及び工事等に係る必要書類の作成、建屋運転課への引継ぎ書類作成及び引継ぎ説明会の実施
- (2) 作業現場の安全管理業務
  - ① 工事等の受注者との契約上重大な事案等が発見された場合の臨機の処置
  - ② 災害発生時及びその恐れがある場合など緊急時における通報連絡、情報収集、原因究明、応急処置、改善策の検討等の対応
- (3) 大熊分析・研究センター規則、各種規定等に基づく品質保証活動等の業務
  - ① 品質保証活動文書の作成及び記録の管理
  - ② 教育・訓練への受講・参加
  - ③ 不適合事象発生時の是正措置計画等の資料作成
  - ④ 不適合発生時及びその恐れがある場合などにおける原因究明、是正処置、未然防止処置の検討等の対応。
- (4) その他付帯業務
  - ① 機構の運営に係る業務指示への対応として、トラブル発生時の処置対応・原因調査、関連する水平展開に係る調査・対応、地震等の発生に係る緊急時の点検対応

等、機構の開催する会合等への参加、課内会議資料の準備を行う。

### 3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

#### (1) 派遣労働者の基本的要件

- 1) 上記「2. 業務内容」の業務に必要なシステム等の基本的操作が可能で、これらのパソコンソフトを活用して事務処理が出来る者とする。
  - ①Microsoft word・Excel により書類作成・印刷等の操作ができ、Microsoft Excel については、関数を用いた表計算・グラフが行うことができる。
  - ②Microsoft Edge により Web ページの閲覧が出来る。また、公共交通機関の料金について記載されている Web ページを検索し、業務に必要な情報を入手できる
  - ③Adobe Reader により PDF ファイルの閲覧、印刷等の操作ができる。
  - ④JW-CAD、HO-CAD または Auto-CAD、ACROBAT 等により、図面の閲覧、製図、印刷等の操作ができる。

#### (2) 技術的要件

- ①1級建築工事施工管理技士または1級土木工事施工管理技士の国家資格を有する者で実務経験が3年以上である者、または機構、原子力事業者※、省庁、独立行政法人、公団等、都道府県、市町村が発注した施設建設等に関する調査・設計・積算・管理等の経験を有する者で、業務に従事した実務経験が3年以上である者。

※原子力事業者：

- 電気事業法第2条に規定された一般電気事業者及び卸電気事業者のうち発電用原子炉の設置許可を受けた事業者、原子炉等規制法第44条の規定に基づいた使用済燃料の再処理に関する事業指定を受けた事業者、原子炉等規制法第13条の規定に基づいた加工に関する事業指定を受けた事業者、原子炉等規制法第23条の規定に基づいた試験研究用等原子炉の設置許可を受けた事業者、及び原子炉等規制法第52条の規定に基づいた使用等に関する許可を受けた事業者。
- ②品質保証規定（機構の品質保証関連規定、JEAC4111等）に基づく業務経験を有する者。
  - ③放射線業務従事者であること。（別途指示する期日までに指定を受けるものとする。）

#### (3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ①職務上の問題点を複数の専門的知識に照らして分析し、様々な視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に業務を遂行できる。
- ②指示された作業を把握し、問題なく対応できる。
- ③指示された作業の計画の作成を的確に行える。
- ④核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、品質マネジメントシステム（JIS Q 9001又はJEAC4111）等の知識を有する。
- ⑤メーカーの図書に対する審査、調整を行える能力を有する。
- ⑥本施設整備のために機構職員、従業員のみならず、機構外の関係部署の担当者と協力して作業するとともに、良好な人間関係を構築、維持できる。

#### (4) 派遣労働者の条件

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

#### (5) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし。

#### 4. 組織単位

日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所  
大熊分析・研究センター 施設整備課

#### 5. 就業場所

福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 5（東京電力ホールディングス株式会社（以下「東電 HD）という。）福島第一原子力発電所隣接地）

日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所  
大熊分析・研究センター施設管理棟、放射性物質分析・研究施設第 1 棟、放射性物質分析・研究施設第 2 棟建設予定地【帰還困難区域】

TEL:080-4651-1911

その他、指揮命令者と事前に定めた場所。

なお、この場所は東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の立入制限区域を含む国が指定する帰還困難区域、居住制限区域の範囲となる場合がある。この場合、区域及び作業場所に応じた災害応急作業等手当を契約書別紙に基づき支払う。

また、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

#### 6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所  
大熊分析・研究センター 施設整備課長  
TEL : 080-7449-8556 （内線 803-23672）

#### 7. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

#### 8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。  
ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。  
なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

#### 9. 就業時間及び休憩時間

##### (1) 就業時間 8 時 30 分から 17 時 00 分まで

ただし、1F がサマータイムを適用する場合には、サマータイム期間中（順応期間含む）において就業時間を変更することができる。

工事現場安全管理業務を行うにあたって、早朝勤務が発生する場合、当該業務の早朝勤務を担当する派遣労働者の就業時間を、7 時 30 分から 16 時 00 分とする。また、夜間勤務が発生する場合は、13 時 30 分から 22 時 00 分、または、15 時 30 分から 24 時 00 分までとする。早朝、夜間勤務時の労働の対価は、契約書及び契約書別紙に基づき支払う。

上記の他、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

なお、休憩時間は 1 時間以上とし、具体的な時間配分については、この勤務時間を適用する者の裁量により決定するものとする。ただし、1 日の実労働時間が 6 時間を超えない。

い場合については、この限りではない。

また、当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所

運営管理部 労務課長

11. 派遣人員

2名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

- (1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。
- (6) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

- (1) 当機構の業務の都合により、出張及び外勤を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。  
なお、出張及び外勤にあたり、当機構所有の車両を派遣労働者が運転することがある。
- (2) 大熊分析・研究センターにて業務に従事している際に非常事態が発生した場合は、指揮命令者の指示に従うものとする。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の立入制限区域で作業を行う際は、東京電力ホールディングス株式会社が定める放射線管理に係る要領類に従うものとする。また、放射線業務従事者の指定を受けるものとする。
- (4) 「5. 就業場所」に示す場所は、国が指定する帰還困難区域であり、当該区域については車両以外の通行が認められていないため、本業務に従事する派遣労働者は普通自動車運転免許を所持した者とする。
- (5) 本作業は、帰還困難区域となるため、特殊勤務手当を従事者に支給すること。
- (6) 受注者は、本作業に従事する作業員に係る労働条件通知書（労働基準法第15条に規定する労働条件を明示した書面）に特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう周知する等必要な措置を講じなければならない。
- (7) 受注者は、特殊勤務手当を支給している場合は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給

されていることを、原則3ヶ月毎に賃金台帳等で確認しなければならない。

- (8) 受注者は、特殊勤務手当を支給している場合は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことを証するため、作業終了後速やかに、指揮命令者に賃金台帳等の書類を提出しなければならない。
- (9) 原子力機構が、受注者に対し本補助金事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めた場合にはその求めに応じること。

以上